

平成31年（2019年）4月25日

施設の長 様

長野県健康福祉部長

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」
に基づく一時金の請求等に関する事務の取り扱いについて（依頼）

平素より、本県の健康福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このことについて、別添のとおり厚生労働省子ども家庭局母子保健課長等から各都道府
県保健主管部（局）長等あて通知がありました。

つきましては、対象となる方からの請求及び一時金の支給が円滑に行われますよう下記
事項について、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 貴施設で保有する請求者にかかる記録の調査等

一時金支給の認定の判断は、請求者から県に提出のあった請求書（様式1）その他の書類
に加え、請求者が当時、優生手術等を受けたことについて、県や関係機関に残っている記録、
又はこれらの機関に在職している職員が知っている事実の聴取録に基づき、厚生労働省が行
うこととなります。

旧優生保護法が施行されていた当時、優生手術に係る県の優生保護審査会への申請や、優
生手術等が行われていた事実が認められることから、請求者について、県の優生保護審査会
への申請記録や関係団体・施設では、施設利用者等に係る入所者台帳・面談記録・ケース記
録等に、優生手術等に関する記載がされていた可能性があります。

このため、県保健・疾病対策課から、様式6による調査をお願い申し上げた際には、可能
な限り速やかに調査していただき、添付書類（入所者台帳・相談記録・ケース記録等）とと
もに、回答いただきますようお願いいたします。

また、文書による記録が保管されていない場合でも、当時を知る職員（退職した職員は除
く。）がいる場合は、請求に関し、知っている事実の聴取をお願いいたします。

なお、本調査は法に基づくものであり、個人情報保護法（平成15年法律第57号）第16条第
3項第1号及び第23条第1項第1号の、利用目的の制限や第三者提供に当たっての制限の適
用除外となります。

2 制度の周知と案内

支給対象となる方に幅広く周知するため、貴施設等において別添リーフレットの掲示、請求書等の備え付け（様式1～3）などにご協力いただくとともに、施設利用・入所者等から問い合わせがあった際には、県の窓口をご案内いただくなど、ご協力をお願いします。

<添付資料>

- ・周知用のリーフレット・・・3部
- ・旧優生保護法一時金支給請求書（様式1）、旧優生保護法一時金支給請求書に係る診断書（様式2）、旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書（様式3）
・・・各3部
- ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律概要

* 不足する場合は、複写でご対応いただくか、県保健・疾病対策課あてご連絡ください。

長野県健康福祉部 保健・疾病対策課
母子・歯科保健係
衛生技監兼課長 徳本 史郎 担当 金子 康
電 話 026-235-7141（直通）
F A X 026-235-7170
E-mail boshi-shika@pref.nagano.lg.jp